

○ 急性心筋梗塞の急性期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を急性心筋梗塞の急性期治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定要件〉 救命救急センターを有する病院等

- ① 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、X線検査、CT検査、心臓カテーテル検査、器械的補助循環等必要な検査および処置が原則として24時間対応可能であること。
- ② 急性心筋梗塞が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が原則として24時間対応可能であること
- ③ ST上昇型心筋梗塞の場合、90分以内に冠動脈造影検査および適応があればPCIの開始が実施可能であること
- ④ 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理やポンプ失調、心破裂等の合併症治療が可能であること
- ⑤ 冠動脈バイパス術等の外科的治療が可能である（他の医療機関と連携して確実に行える場合を含む）
- ⑥ 電氣的除細動、器械的補助循環装置、緊急ペーシング、ペースメーカー不全への対応が可能であること
- ⑦ 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず包括的あるいは多要素リハビリテーションを実施可能であること
- ⑧ 抑うつ状態等への対応が可能であること
- ⑨ 回復期（あるいは在宅医療）の医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること、またその一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること